日本書紀傳 三十卷 十二

和書 一〇五二二號

百十四

内閣文庫
番號 和 10522
冊數 156(123)
函號 特 85 1

内一二六八五號

綴じ部（喉部分）の文字など開きが不鮮明な箇所あり

国立公文書館
National Archives of Japan

名部王男云〻等三島眞人姓を有て其本摂津國に出
たる姓なるゲ伊豆國に在る事ハ古ハ伊豫の三島も
三島鴨神社の神領にて在し程の御事なれバ伊豆の
三島も當社より管たりし者と所見なり此等の所以
を合せても溝擦姫命の御父母ハ大山祇神闇靈神に
御在し坐て其溝擦耳神の所在此に於て詳なる者か
りなし　右の三社の御事ハ已に傳十一卷に注るを此
むとて注るのミなりし唯其溝擦姫命の御父母の御事を明し奉る
の御事ハ其四十六丁に注るが如く神名式に賀茂郡
阿波神社名神大と有る是にて今神津島に御在し坐
す神なて三島大社五座の中にハ非ず此も亦本國ハ
三島鴨神社と本國ハ一なりけり　神名式に島下郡
天石門別神社坐ハ其御父天石帆別命の御事なるを

内閣文庫　消印　宮内省図書寮文庫　内閣文庫　内閣一二六八三號

合せ考ふ可し猶此御事ハ云べし○溝檝姫ハ御祖を溝掾耳
下百十丁より神と申せる其ゟ對へる御名ゟて右五百九十九丁ゟ注せる
大水上命と申すハ其溝掾耳神ゟて高水上神と申す
即此神ゟて相並ハせ給へる小同じけれハ其御祖と
御在し坐す闇靈神と專同じ御德御在し坐て此し其
正身ハ謂ゆる龍神ゟて渡らせ給ふ故ゟ事代主神
八尋熊鰐ゟ化為て娶らせ給へる事右件ゟ已ゟ注る
が如し君て大三輪神三社鎮坐次第ゟ三島溝掾耳大
女蹈鞴媛と有ハ大物主神ゟ娶給へるゟり次ゟ三島
溝掾耳女玉櫛媛と有ハ此溝檝姫命の御事ゟ大

倭神社注進狀率川三座の中ゟる子守神の下ゟ姫蹈
鞴五十鈴姫命の御母の御事を注して三島溝掾耳之
女玉櫛姫と注せるハ誤ゟる事上五百四十二丁ゟ辨へたる如
くゟれども此ゟ考へ有り右の子守神ハ大女蹈鞴姫の
方ゟるが小女の溝檝姫をも然申し習へるゟ〳〵當た
りし者ゟて実ゟハ此大女小女共ゟ子守神ゟりむと
云ハ謂ゆる水分神の謂と聞ゆ其大女蹈鞴姫命ゟ水分神の御
功坐す事ハ上五百四十八丁ゟ引る播磨風土記ゟ謂ゆる安
師比賣神ハ雨師姫神の義ゟるゟて更ゟ論無きを此
小女溝檝姫命ゟも水分神ゟる由ハ右五百九十九丁ゟ注せ

宇治土公ハ磯部あるを其氏神として祀る神ハ儀式
帳ニ小社（こもり）神社大水上命児高水上命形石坐と有り又
許母利神社粟島神（御玉）形無と云ハ神名式ニ志摩國答志
郡粟島坐伊射（射）波神社二座（並大）と有る此ニてハ有べ
らず其粟島ニ坐す神の好あるにて此姫命の御事ハ
る可し又川相神社大水上御子児細川水神形石坐と
有る川相ハ式ニ山城國愛宕郡鴨川合坐ハ社宅神社
名神大月次（六百十一丁）と有ハ下ニ注るが如く此姫命ハ
相嘗新嘗
御在し坐あるハ共合ひて其細川水神と申すハ謂ゆ
る溝撰の義ニ等しきを以て其同神なる事を知べし

偖然大女小女共ニ水分神ニて御在し坐す（と云ふ）中ニ大女
ハ雨を降らせ給ふ方を主り給ひ此小女の方ハ溝を
通して水理を主らせ給ふ由あら可し故事代主神の
八尋熊鰐ニ化て娶給ひし由ハ縁化るにや出雲神賀
詞ニ事代主命能御魂乎宇奈提ハ坐と有ハ神名式ニ
高市郡川俣神社三座（並大月次新嘗）と有る此社ニて今雲梯
村ハ御在し坐て其川俣と川合と事の等しきニ宇奈
提ハ崇神天皇六十二年御紀垂仁天皇三十五年御紀
あどニ多閑池（たんいけ）溝神功皇后元年御紀ニ引儺河水欲潤
神田而掘溝云ヘ大磐塞之不得穿溝云ヘ令禱祈神祇

全三百四十七丁伊賀国山田郡阿波神社の所引の三代実録に貞観十五年九月廿七日己丑授伊勢国従五位下麁感神阿波神宇奈根神並従五位上と有る宇奈根ハ宇奈提の誤りなる事什主神なるを可く麁感神ハ興子守神なるを可く思ゆる侭

而求通溝云ヒ時人号其溝曰裂田溝也と有ふと其より下の御紀なも數多出たる溝字を宇奈提と訓るも即細川なして溝撓姫命の由緣なも因れるをも思合す可し又上五百三十三丁なる注るが如く式なる大和國葛上郡長柄神社有ハ姓氏録大和國神別地祇ユ長柄首天乃八童事代主神之後也と有る此氏神なる笠ゞ古事記なハ長柄を長江と作て其も水なる因れる事ホなる河内國若江郡長柄神社笠を俗ユ子守勝手宮と申すハ此なも溝撓姫命と御夫婦共なる御在し笠す由なる因て然申し習つる者と所見たり古事記なる水戸神の御子の中なる天之水分神国之水分神と有ハ傳の誤なる可き事傳十巻百二十二丁なる云るを考合す可し故此姫神の本社ハ神名式なる摂津國島下郡溝咋神社鍬と有る是なり古ハ安威阿郡の内なりけむを今ハ此邊を溝抗荘と云る其馬井郷の内なり

場村牛頭天王社是なりと云り又右六百二丁なる注る伊豆國賀茂郡伊古奈比賣命神社名神大ハ三島大社の當后神と為て事代主神と相並御在し笠を扶桑見聞私記六十三なる此神の事神書なる奉号く伊豆明神一名溝喰姫と云ゝ女体神と云り」と有て古くより溝撓姫命と傳へたり伊古奈ハ武藏國比企郡伊古乃速御玉比賣命神社の例を以見るなる奈ハ乃なる通ユ辞なて伊古ハ嚴(イカ)の言なして此神の御稜威の甚可畏く嚴重なる御在し笠す義なて雘(ミカ)(雷)槌(ヅチ)又雷(イカツチ)などの伊加美加共なる相通ユ例なるハ更なり綏靖天皇前御紀なる風姿岐嶷(ミヤビヤカヤリ)垂

仁天皇前御紀ニ生而有二岐嶷之姿一と有り岐嶷(イコヤカ)も其嚴重なる狀を云と同言にして威嚴共に具はせ御在し坐す謂なる可き事傳十一四十四丁に注るが如し後紀に天長九年五月庚戌令ト筮炎旱於内裏伊豆國神為崇奏伊豆國言上三島神伊古奈比賣神二前預名神此神塞深谷摧高巖平造之地二十町許作神宮二院池三處神異之事不可勝計と有る神宮二院は其三島大社の御事なる可く池三處は或説の如く箱根湖の此ふ湛初しを云なる可し伊豆志に此白濱村御社の御事を傳曰孝安天皇六年に建立す三島明神伊豆へ渡り

此に御在し坐し事より三島へ遷らせ給ふに因て此を古宮と云ふと有る如くは此に后神を殘して三島へ八事代主神の二移らせ給ふ狀なれども右の傳紀の趣にては二柱神共に三島に御在し坐す御事決きを其より後は此を主と姫神の御社と定られる多りけるし神階の御事は文徳天皇實録に嘉祥三年十一月壬子(廿)伊豆國伊古奈比咩命神授従五位上同年十一月甲戌朔詔以伊豆國伊古奈比女神列於官社仁壽二年十二月丙子伊豆國伊古奈比咩命加正五位下齋衡元年六月己卯加伊豆國伊古奈比咩神正五位下と有

る此ハ必正五位上なるべしむを誤れるなるべし神
階帳に伊豆一品當宮と有ハ同郡阿波神社名神大を統
後紀に阿波神者三島大社本后也と有に對へたる称
ありに予右の天長の神異に神宮二院を造らせ給へる
端方なり三島驛ハ君澤郡にして賀茂郡なるハ右の時に其伊古奈比賣命神社の御在
し坐す白濱村より神宮を造らせ給ひて其古宮より
今の三島大社へ移らせ給へる初なるべしと思ひしら
ども外に證を未得ざれば猶定め難きを後人に任ぬ
る者なり又三代実録に貞觀十五年九月廿七日己丑
授遠江國正六位上伊古奈神從五位下と有も此神にて坐べし又神名式に武藏國比
企郡伊古乃速御玉比賣神社坐も古と同神にて御在
し坐べし今も伊古村と云ふ御在し坐せバ伊古乃ハ

地名なるとも思ひ寄事なれども猶右の伊古奈に同じ
くして嚴之の義なるべし速御玉の玉ハ玉掃姫又神
玉日女命なと申す亦名の例なるとも思ひしらど
も此ハ借字にて魂の義なる可し若て速御魂と申す
ハ靈神にて渡らせ給ハれば御稜威の甚と可畏も健
なるなる御在し坐す由なるべし外に思合す事とてハ無
けれども和名抄に渭後沼乃利郷有ハ例の溝の事に就て
故有りなるべくや又神名式に陸奥國宮城郡伊豆佐
賣神社の伊豆ハ其本國の名佐賣ハ進女にて此も御
稜威の進(健)くなるべし御在し坐す由なる可し其風土記に

（下千六十四下 柔原郡忌
波姫神社名神の御
事なるべし考合すべし）

より伊豆佐賣神社所祭溝咋比咩也天武天皇二年奉主
田行神祇有神家巫戸と有も右の状案見聞私記より伊（実録より仁寿）
豆明神一名溝喰姫と有より甚能合る者なり文徳天皇
二年八月乙未朔辛未陸奥國伊豆佐咩神加正五位下
と所見なり又出羽國田川郡由豆佐賣神社も必右の
伊豆佐賣神と同神なり伊豆と由豆とハ言相通へり
三代實録元慶元年十一月廿一日辛丑の下より去六月
廿一日出羽國秋田城中及飽海郡神宮寺西濱雨石鏃
陰陽寮言當有凶狀陰謀兵乱之事神祇官言彼國飽海
郡大物忌神月山神田川郡由豆佐乃賣神俱成此怪祟

在不敬勅令國宰奉祀諸神兼慎警と有て神威の甚可
畏き神なれて渡らせ給へる事如此くあるも其霊神ハ
て御在ー坐る為なるべし
謂ゆる田川の水上なるハ田豆ハ湯出の義なるべし此御社今も田川と云地より御
在ー坐を龍藏權現と申して
龍藏と申す御名なるハ此ハ小温泉有り田川の湯と
など申して其溝擬姫命の霊神なるとも思ゆる事なり
知て称たりし御名なるべし
云も溝ハ由有り偖此より二里半許北方なる大山村
と云ふ続きなる龍沢と云池有て龍神の栖處なる事其
国なる聞え高きを猶飽海郡なる御厨川と云有て其も
水上なる龍神の栖ニ由りて甚可畏き所なるべし厨ハ久
理夜と訓なるべし久比と久理て同じき由有る事右件
云なる如くなれば御厨ハ水泉の言なる溝擬姫命の
御名なる通ニ由も有なるべし但此事ハ左なハ預ぐなる
事なるべし其因なる云なる偖又右五百九十六丁なる注なる加く三島溝擬耳

神又此(三島)溝擬姫と申す溝擬ハ溝鑿(ミゾクリ)の義なるべし此を重
寝て水泳(ミクリ)と云べき状なりけるゆ神名式ニ河内國石
川郡太祁意賀美神社ハ上件の如く溝擬耳神の御事
本よりなり若て傳十一(五十ニ)ハ已ニ注せる同郡建水(六丁)
分神社今水分村(今ハ水分)小御在ー坐す此を上水分(カミノスヰブン)と申ー又
美具久留御玉神社を河内志ニ在喜志村和尓池西一
名和尓神社今称下水分祠と有り此美具久留御玉ハ
溝擬御魂と申す義なるべし一名和尓神社と申す事此
の故事ニ就て実ニ所由有り此地ハ仁徳天皇十三年
御紀ニ冬十月造二和珥池一と有て古き地名なりけるが

雄略天皇十二年御紀ニ石川百済村有て次ニ下百済河ぞ村と云有り百済河大名ニして河内ハ一村の名なるべし是若古き地名なるべし其生坐る御子天日方奇日方命の亦名阿田都久志臣命ニ天ニ田有る事なるべけり

若くハ上四百八十四丁ニ注せる和迩君等が此ニ住ける由
など有て号なるべしと思ハども其大和國添上郡ニ就て
なるして其とハ別なりける此神名ニ合せて思ふニ
事代主神の八尋熊鰐と化て娶給ひし此の故事ニ依
て其女神の御在ー坐なるニ右の如く和尓神社の一
名も有なりけり又下水分と申すも此女神ハ子孫神
なて御在ー坐ニ叶へるを若然も有るべしハ上水分
と云ふ建水分神社ニなるハ其大女なる蹈鞴姫命まて
御在ー坐べきなりけれ猶思合せるべしハ同郡鴨習
太神社(一本鴨羽太神社とも有て其)の鴨も由有ニ安宿郡杜本神社二座(並名神大月次新嘗)

を風土記ニ安移郡杜本神社一本云杜本郷有ニ神号杜本明神ニ所祭事
代主命也と有り杜本の杜ハ(ヵ)右六百四十丁ニ云る小社の
言ニ近在るニ河内志ニ在古市郡駒谷村一座称ニ山神ニ
一座称ニ水神ニ と有て事代主神を山神と云べき由無く
況て水神とハ申す可きニ非ずと其山神と云い大山
咋神と申すより然傳たりと思え水神と申す溝織姫
命ハ本より水分神ニて渡らせ給へるを以て然申し
習へるなる有べき其御社の御事ハ下七百九十丁ニ注し
奉る可きなり備右の美具久留御玉神社を一名和尔
神社と申すニ就ていハ文徳天皇実録ニ嘉祥三年十二

月癸酉進ニ河内國和尔神階加ニ従五位上ニ と有て決く此
神社ニ奉らせ給へるなりけるし但此ハ右の和尔池を守護神の故を以
ての御事ニて可し同日堤津島女神ニ従五位下を進
めらせ給へるハ神名式ニ堤根神社津島部神社と有
る両神ニて茨田堤の守護神と聞ゆるを思合て可
し備上二百四十一丁ニ注るが如く和名抄ニ郡
大国郷有ハ大国主神の所(有)以なる可きニ右の建水
分神社ハ大女子ニ蹈鞴姫命ニ御在し坐せるむニハ
此も(也)有る事なりけり猶其神社の事し
き御事ハ傳十一巻五十六丁ニ云てき若て下六百四十
五ニ注るが如く神名式ニ山城國愛宕郡賀茂別雷神
社亦名若雷名神大ニ と有ハ事代主神ニて渡らせ給へ
月次相嘗新嘗
る ニ其后溝織姫命の御在し坐すハ鴨川合坐小社宅
神社名神大月次相嘗新嘗 ニて御在し坐べき御事右六百四十丁ニ挙

宗賀十伊勢國度會郡久志都比女神社ニ傳見る可

なり例共は依て灼然き者あり即賀茂下社吉懐記は
河合社在本社南乱社 玉依姫命と有る是なり但賀茂は玉依
姫命と申せるは同名にして三柱坐る其一は事代主
神の御祖にて謂ゆる宗像三女神なり此は賀茂御祖
神社二座並名神大月次相嘗新嘗と有る是にて大巳貴神と共に
御在し坐す其二は彼丹奎矢に娶給ひし建玉依姫命
にして此は片岡坐神の御祖にて三井神社名神大月次新嘗
に御在し坐るり其三は此川合社の御神なるべし地
神本紀に三島溝杭女活玉依姫と有る是なり然れば
其三所御在し坐す中に受張て玉依姫命と申奉るは

御祖神社の三御在し坐て三井神社のは建玉依姫命
此は活玉依姫命なるべし御在し坐す年中行事秘抄
に川合神件(神)社立始祭始之由無所見依天安二年八
月七日太政官符預名神又去延喜元年十二月廿八日
太政官符作得神祇官解作件川合神是御祖別雷苗裔
神也加之此神霊験頭然而貴賤歸依奉大神幣帛之時
先奉此神云々者左大臣宣奉勅依請者預相嘗云々者
件社立始又祭祀之由無所見但彼社祝申云天安二年
八月七日預四度官幣又去寛平五年九月十五日預相
嘗祭自尓以降社祝奉仕者舊記曰貞觀元年十一月九

日祭伴社と所見なり其御祖別雷西神(畝)神也と有ハ
其両社ハ属なり枝神の謂ヲて其別社なり申なり備
中社宅を袁碁曽夜祁と訓べき社説なり然れども布
ヨ引ち皇太神宮儀式帳小社(杜)神社大水上児高水上命
の例ハ依ち時ハ古くハ小社(杜)を許母理と訓けむ事況
きを其宅字ハ夜祁と訓むち夜加と訓むち多祁と訓
むち未思得ずと雖も此の小杜も許母理なて水分の
略なるふ達有ずトきハ其川合なる所ハ水の落合て
一ハ小成る所と水の流ハ成て別ると所とを云称ヲて
此川合坐と有ヲて水分の意ハ余有る迄見ゆめる

事ずうト猶傳十一注ヲ當社の御事共を合せ
考ふ可き者なり文徳天皇実録ヨ天安二年八月己丑
朔丁未在山城國従五位上鴨川合神預名神三代實録
ヨ貞観元年正月廿七日甲申奉授山城國従五位下鴨
川合神従五位上同四年十一月廿五日己丑授山城國
従五位上鴨川合座小祖宅神正五位下と有り但天安
衍 安の従五位上ハ下を上て誤なるなる可く此の小祖
ハ小社を誤なるる其頃已ヨ袁碁曽とし唱けむなる
小祖と書なるる善本を得て正す可き事なり備諸社記
傳集ヨ河合社社傳云神武天皇御母玉依姫命と有ハ
其御祖神社を神武天皇と云ふる後世の定ヨ起りて此

を海神の女と為るなり然る時は此社の御事を御祖別留面神面爾神せとなるなり叫ぶすや有るむ但何れの御時より成けむ其御祖神社は神武天皇を合せ祀る事と成れるに其謂無きに非ざれども古は於て旦て也無き事なれば此は従ひ難し又神名式は越後国魚沼郡川合神社を阿布理宮と申すも雨降神の義なるを思ひて川合神の○或云玉櫛姫は其満機姫命の亦名の由なるが神武天皇庚申年御祀まは三島溝橛耳神之女玉櫛媛と有て正名と立られたるを隨ひて鎮座次第注進状も其定を以て書せり今思ふに満機姫と申すは此神の御功を以て称奉れるなるべし謂ゆる行事の名なり又玉櫛姫と申し活玉依姫と申し神玉日女命と申すは其容儀を以て称奉れる御名

（ハ一ノ下七百十四丁ト注ニ）
ヲ如く事代主神の亦名を於天事代主故歴二事代主鐵入彦厳之事代神と申奉る玉鐵と此玉櫛姫命の御名なる由なる者なる可し

ふして此玉櫛は宝鏡開始章第二ノ書に謂ゆる玉鐵と云は別なる可ニ一万葉四十九丁に嬬嬬等之珠篋有玉櫛乃神家武毛妹尓何波受有者と有て玉櫛を甚く神奇しき物と云るを見れば女の常ひに限無く愛たき物と為るなる可し然れば此玉櫛姫と申すは事代主神の婚ハせ給へりし御時の御容儀を以て号けさせ給へる御名と見えたり源氏若菜上十丁に挿櫛が音を今は傳ふれば玉の小櫛ぞ神佐備にける」と有て作物語なる物なる櫛を貴き物と為るは其時代の風を知るに足れり又此第二ノ書に真髪綱奇稲田媛と

申す御名御在し坐も奇ゝ云む霞語ゝ真髪綱と置ゝ
ゐれど其も正書ゝ立化奇稲田媛也為湯津爪櫛而
挿於御髻ゝ有ゝ謂れて櫛髻姫の義ゐる事傳ゝ三
五十二丁ゝ已ゝ云ゐる此ハ女神の御裝ゝ預ゝ給りけれ
ハ此の例ゝハ非ず又神玉日女命と申す御名ハ上五石
六十五丁五ゝ引ゐ出雲風土記ゝ所見て決く亦名ゐ
百九十一丁
ゐる神ハ例の神集ゝ申の常のみて玉ハ沢ゝ云ゐ活
玉依姫ハ玉具姫ゝ申す事まて此も依の言を略けゐ
ゐゐ意ハ其ゝ同ト云ゐ可し又右の神玉日女命ゝ
まて玉の御帶の美麗しく整ハせ結ゐ義ゝ見て玉櫛
ハ玉奇ゐゐむゐとも思の見む人其宜しきを取べし

但其玉櫛姫命の御事ゝ就て此ゝ二の奇説有り上百五十一丁ゝ引ゐ摩名川上記稱伊御出水里の文ゝ美奇志川所以ゐ美奇志川者伊和大神子石部比古命與妹石部比古命二神相競川水妖神欲流於北方越部村妖神欲流於南方泉村乍時妖神諭乍山岑而流下之妹神是以為北理

妹

妖

即以指椰塞其流水而從岑辺闢溝流於泉村一説乍妖神傷到涼春之川流奪而將流於西方京畿村於是妖神乍不許之命而可ゐ即以指椰塞其流水ゝ有ハ玉櫛姫命の御名ゐ由有り又從岑辺闢溝流於泉村ゝ云ハ謂ゆゐ溝櫛姫命の

若くハ石部比古命ゝ申す事代主神の八尋熊鰐ゝ化給へゐ由物ハ大己貴神ゐ優しく於ゐゐ其御ゐ二柱共に外ゐ人無し

御名の所以ゐゐを以て其同神ゐる事を知ゐゐ故ゐ今云ふのゝ

又地神本紀ゐ此玉櫛媛の御事を活玉依姫と有り但
此神の御名ハ上四百五十五丁ゐ論ゐひ活ゐが如く崇神天
皇七年御紀大田ゐ根子命の白せゐ言ゐ父曰大物主
大神母曰活玉依媛陶津耳之女亦曰奇日方天日方ゝ
有ハ大田ゐ根子命の父祖天日方奇日方命の父母の
事を傳説ゐ中ゐも其命ハ事代主神ゐれバ父を大
物主大神ゐていハ合ハず又古事記ゐ僕者大物主大
神娶陶津耳命之女活玉依毘賣命生子名櫛御方命ゐて
有て右ゝ同日の誤有ゐ其次ゐ謂ゆゐ三勾の故事
を載れど其ハ土佐風土記ゐ引て古事記ゐ據て正し見ゐゐ其

誤

復

ハ其十年御紀ニ所見なる倭迹〻姫命の故事の異說
ニて活玉依姫の事ニハ非ず又但大三輪神三座鎮座
次第ニ三島溝(樴)(姫)櫛耳神の御女ニ大女を謂鞴嚴小
女を玉櫛媛と有て大女ハ大物主神ニ小女ハ事代主
神ニ娶〻れ奉給ハる趣なるニ就て其大女を活玉依
媛と云ふと試ニ彼丹塗矢ニ化て娶給ひしハ其弟
鞴嚴ニて坐り其亦名ハと見るニ活玉依媛の生坐る
子ハ記紀共ニ天日方奇日方命ニ坐して其ハ事代主
神の御子ニ坐れバ地神本紀ニ此玉櫛姫命の所を活
玉依姫と書せるハ必受る所有て甚正しき傳なる者

なり然る時ハ右ニ謂ゆる陶津耳命又武茅渟祇等の
御名ハ自然ニ三島溝樴耳神の亦名ニ帰る事なり備
其陶も茅渟も和泉國の地名ニて行事を以て所奉れ
るなるべし れバ後より思ひ奉る者と所見て其六年御
紀ニ即於茅渟縣陶邑得大田〻根子而貢之と有を見
れバ其行事ニ因て溝樴耳神と申す上ニ居地の三島
を冠らせ申すと一例ニて其茅渟縣陶邑ニ御在し
坐す御靈を称申す御名と見る亦む然る可き然るハ
其茅渟と云名の起ハしし古事記白檮原宮段ニ到血
沼海洗其御手之血故謂(茅)(血)沼海也と有なるハ右の女

神を大物主神と在れ事代主神と在れ要路ひしハ神代の事なるを後に出来たる地名を以て御名を負生る事怪しむ可く又陶ハ謂ゆる神酒を充る器にして甚庶しかれども傳ハ二三百十丁に注るが如く此國に陶器の初ハ野見宿禰すりの事なれ共仁天皇御世頃の事なれハ後に其神の御坐所を以て其右の如き御名ハ称申せるなれて後世に謂ゆる社号の如き者なり故思ふに其三島溝樴耳神ハ上百十丁に注し申せるが如く決く闇靈神の亦名なれて復らせ給へれハ神名式に和泉國和泉郡意賀美神社日根郡意賀美神社

御在し坐ハ其神なれ御在し坐べくして其武茅渟祇と申す茅渟ハ允恭天皇九年御紀に謂ゆる茅渟宮の地なる時ハ日根郡なるに其意賀美神社の並びに比賣神社鍬坐を和泉志に俗曰下御前在大井堰社鳥居邊余按茅渟宮舊跡近于此社比賣神者衣通姫歟又曰溝口大明神此社在溝口村前故云尓非神号と云ふ衣通姫の事ハ由無し其溝口大明神と申すハ溝樴の言に近在るを其大井堰社と申すハ神名式に日根神社鍬坐を同書に大井堰大明神日根郡總社也云ふと有るを是なるが已に云るが如く諸國に大井神社と

申す例あれバ右の意賀美神社を溝掘耳神と一日根
神社を事代主神と一比賣神社を溝樴姫命として甚能
當れりを思へバ活玉依姫ハ一も大物主神を合奉り
まてハ非ずして事代主神の娶給へり一溝樴姫命を
御在一坐べき事決き者なりり一此三社の御事猶上
二百四十三丁ゟ注り但陶ハ大島郡陶荒田神社ニ座と有て
日根郡の意賀美神社を當てハ事の違へるゟ似たり
雖も其神社ハ姓氏錄和泉国神別天神ゟ荒田直高
魂命五世孫飯根命之後也と有ゟ是ハ別なり且
武尊清祓と申すハ日根郡茅渟の地ゟ西北ゟ神名ハ
れバ然のミ係りゟ可ゟ若て地神本紀ゟ
右の如く三島溝杭女活玉依姫と書一ゟ以前
ゟ大巳貴神矣天羽車大鷲而負妻下行於茅渟縣娶大
陶祇女子活玉依姫為妻云と有ハ首尾相違へり且

天羽車の事ハ駿河風土記ゟ所見なる美穂の故事を
此ゟ取入なり者なり然一て然ゟ灼然き狀一て娶給
へる夫神の所在を求ゟ三菜の故事ハ似著ハ一ゟ
ゟず此故事ゟ至ゟハ甚く混ゟハ一き事有ゟ故ゟ已
ゟ上四百五十七丁ゟ委〇生児姫蹈鞴五十鈴姫命此ハ
しく雜ニゟを見ゟ可一
上五百三十八丁ゟ注一奉ゟゟ如く綏靖天皇前御紀ゟ母曰
媛蹈鞴五十鈴媛命事代主神之大女也と見え安寧天
皇前御紀ゟ母曰五十鈴依媛命事代主神之少女也と
有て神武天皇綏靖天皇二御世の皇后を一も其事代
主神の大女少女と為ゟ事ゟれども姫蹈鞴五十鈴姫
命ハ大物主神の御子ゟ一て御母ハ三島溝掘耳神の
大女蹈鞴姫命ゟて御在一坐一其五十鈴依姫命ハ一

も其神の小女溝樴姫命の生奉らせ給へるりて大ふ
傳の誤有ハ其三島溝橛耳神の大女小女の御事なり
其混れるを出来れりと所思しけれども此事は於てハ
御紀の始め大三輪神之子と有ハ正説なり此も事代
主神の御兒と云ハ又曰と書されて異説なり古事記
にも此の正説の如くまして美和之大物主神と有るを
賢き謂れなり御事なりけり此姫蹈鞴五十鈴姫命を
齋奉れる御社ハ上五百四十一丁に注し奉るが如く大和國
城上郡狭井坐大神荒魂神社五座の中に御在し坐し
其より移奉りて添上郡内率川坐大神御子神社三座

も其始ハ春日三枝神社と申して此神を齋奉れるふ
り此外にハ下六百六十五丁に注るが如く山城國愛宕郡賀
茂御祖神社二座並名神大月次相嘗新嘗ハ大巳貴命玉依姫命二
柱まて渡らせ給へれども鴨神饌記を見れバ神日本
磐余彦尊御在し坐し諸社記傳集ふ社傳云西方神武
天皇也東方五十鈴姫也と所見なりけれハ上古ハ知
ず中世より合せ奉れる者なり（下十六頁に委く注し奉る寄さるり）但此に依て御祖神と
申す事と云近代の俗説ハ取に足さる事なり實に御
祖神と申すハ別雷神の御祖まて玉依姫命に起れる
御事なり故同記に大巳貴命の客御前と書して此に

ハ妖神ヨリ生レ雖モ従祀ノ如クアラハ其主神ハ五依姫命ヨリ坐ス故アリ又三所若宮ト申シテ本殿ノ西ノ瑞垣内ニ御在リ坐ス故ニ神饌記ニ誘清安寧懿德ト有テ此三所ノ天皇尊ヲ奉ル由アルヲ一説ニ中神武天皇荒魂左皇后荒魂右誘清天皇ト有リ此ヲ以テモ此本殿ニ神武天皇五十鈴姫命ヲモ後ニ合セ祀奉ル事ヲ知ベシ但其ハ何レノ御世ト云事更ニ考ヘ可ラザルカラズ元暦奏上記ニ右ノ二柱ノ御名ヲ書サブルハ其ヨリ後ノ事ナリ可シ二十二社神体秘記ニハ賀茂別雷神社一座云ヘ加祭神一座神日本磐余彦尊ト有ハ賀茂御祖神社ノ下ニ在ベキ事ノ混レルナリ上社ニ神武天皇ノ御在リ坐ト云ハ此ヨリ外ニハ且ツ見ヘヌ事アリ又日吉神道秘密記末社ノ中ニ岩瀧社女形竹生島辯財天是也多

ト良姫是也事代主神御娘大巳貴御子神武后也竹生島御影響ト有ハ若其島ニ此女神ノ御在リ坐ト云傳有テノ事ナリ例ノ推量ナリ○故此ニ事代主神ノ溝檝姫命ニ通ヒ坐テ其令生給ヘリシ御子ハ上五百四ヨリ引テ大三輪神三社鎮座次第別宮葛城賀茂神社除ニハ重事代主命也大巳貴命之子母曰神楯媛化為八尋熊鰐通三島溝橛耳小女玉櫛媛生一男一女是天日方命賀茂主命父五十鈴依媛命葛城高丘宮御宇天皇ト申スハ謂ユル天日方奇日方命ノ御事ニシテ賀茂主命是ナリ此ニ父ト有ハ誤アル由上四百六ヨリ已ヨリ十八ヨリ注セルガ如シ若テ此五十鈴依姫命ト御叔母ノ姫蹈

鞠五十鈴姫命と御名の能似たるゝ彼大女少女と
有るも難捨くハ思ふに物ゝ(此)其姫蹈鞴五十鈴姫命
の御名ハ上五百五十二丁より注し奉るが如く其五十鈴ハ古
事記より伊須ゝ岐と有る岐を略るゝが此ハ其御祖
命の丹塗矢の事ゆ驚き御在し坐て立走り去給へる
形勢を以て号奉れる如ハ其五十鈴の唱へ同じけ
れバとて其御子なる如ハ五十鈴依姫命迄を同じ意ゆ
説曲奉るゝハ心無き事なり此ゆ依て倩思ふに此命
の五十鈴ハ小鈴の事ゆ(一書に御祖)玉櫛姫命の亦名活玉依姫
と申すゆ對へるゝ依ハ裝ゆて千鈴足鈴を多ゆ著
させ御在し坐す蕭美しき御形容を以て号奉れる御
名なるゝ可し此ゆハ神功皇后元年御紀ゆ(折)折鈴五十鈴
宮と有る其を古事記御天降段ゆハ佐久ゝ斯佐伊須
受能宮と有る其傳十五三十二丁ゆ古釧の鈴も一種有て
釧とハ小き鈴を多く鏈ゆ貫て臂ゆ纏を云る名ゆて
釧即鈴なるゝ故ゆ裂釧とハ云なる可し偖五十鈴と
続く故ハ繋釧とも有る如く此ゆ鈴ハ繋く貫るを以
て五十と數ゝの鈴と云事なり(要)取と有が如くゆて其
折鈴ハ私記ゆ鈴ゆ裂たる(故)小云(折)折鈴と有を万葉十三
二丁ゆ眞割持小鈴文由良介千弱女尓吾者有友と見え

たゝ是拆釗拆鈴等の據又婦女の小鈴を餝ふ為たり
し證共あり其手足ふ小鈴を著たり一事ハ履仲天皇
前御紀ふ仲皇子忘手鈴於黒媛之家と有る手鈴をふ
對ひて足鈴ハ安康天皇前御紀歌ふ游椰比等能陪由
臂能古輪鐶と有る古輪鐶を釋紀ふ言足鈴也如手玉
足玉又以鈴為餝と所見たる是古ハ男女ふ限らず貴
人の餝ふハ手鈴足鈴を裝束ひたる事の證ふれバ此
五十鈴依姫命の御名も必此其ふ因りて給へる歟
若くハ其事餝の元ハ此女命ふ起れる歟むも知べ
ず人ふ為ても物の餝ふ著る事ハ古より有て仁徳天
皇四十三年御紀ふ鷹を始て今合飼給へる所ふ則以

章紙著其足以小鈴著其尾と有り万葉十九巻十一丁
詠白大鷹歌ふ白塗之小鈴毛中良布安波勢也里布里
左氣見都と有る是なり其白塗鈴ふ云ハ銀色ふ
をこゝ以ハ臨時祭式八十島祭條ふ金塗鈴ふ云ハ金塗鈴八十口東宮
八十島祭條ふ金塗鈴三十口と
有ハ金色ふ彩たる事を云ふなり ○神日本磐余彦火
出見天皇此御名の御事ハ神皇系運章第一ノ一書ふ狹
野尊亦號神日本磐余彦尊所稱狹野者是年少時之號
也後撥平天下奄有八洲故復加號曰神日本磐余彦尊
と有り其傳ふ委しく詳に奉る可し ○天皇ハ天照大
神を天照皇太神と申奉り又天照坐皇太神とも崇奉
る事ふ起りて天神御子を皇御孫尊と祈奉り此より其
皇御孫尊を指て天皇と尊奉る御事と成たる其始ハ

大殿祭詞は高天原に神留坐す皇親神魯岐神魯美之
命以て皇御孫之命に天津高御座に坐て天津璽乃鏡
剣を捧持賜て言寿宣さく皇我が御子皇御孫之命此
乃天津高御座に坐て天津日嗣を万千秋乃長秋に大
八洲豊葦原瑞穂之國を安國と平久所知食と言寄奉
賜ひき云ことを有り此事を読て大なる其所以明らかなる
者あり先右は皇親と云ハ皇御孫之命に對奉りて共
皇祖天神の謂なり此皇字ハ專皇御孫之命に係り
若て先なる皇御孫之命ハ未此時尊号なるハ非す
天津高御座に御在しめ奉給ひて後の御称号に

り次に皇我が御子と有る皇ハ本より皇祖天神の
六合の内を統御し御在しまして御自御名を
為させ給へるにて右に謂ゆる天照皇太神又天照坐皇太神
の皇是なり此なる此乃天津高御座に坐ハ云ハ其高御
座を譲り聞えさせ給ひて皇御孫之命に成奉らせ給
ふ是なる即皇御孫尊と申し坐す御身と申す義なりて天照太神を唯に皇太神と
称奉るも同じ例なる事傳世一丁に小皇孫又皇神に
と申奉る所を明らめ奉りを見奉り知べし偖此天皇
を須賣良美許登と申奉るハ其皇御孫尊と申奉る御

（詔ヶ高天原ニ事始而遠天皇祖御世中今至麻呂天皇御子之御礼坐年紫誰ニ知天八島国将知次止云て葺西詔ヶ高天原ニ稚天降坐志天皇御世平始而中今ニ至麻呂天皇御世ニ云ト

孫の言を略きて皇尊と申奉りて共天津日嗣所知食す天神御子の尊号と定奉れる者なり故號紀第六詔に高天原由天降坐之天皇御世始而云て葺十三詔に高天原ニ天降坐之天皇御世平始天中今ニ至麻呂云と有ハ唯ヶ須賣良と訓ふれど事ハ同じ事なれ大倭本紀に天皇之始天降之時云ヽ と有ふど共に瓊ニ杵尊を指て天皇と申せるなり て御天降の始すりの尊号と所見なり若て古事記石長比賣の言に天神御子之御寿者木花之阿摩比能微坐と申給へるを受て故是以至于今天皇等之御命不長也と有る今ハ當今のを云ふれども是即自古と云事なり是将其瓊ニ杵尊の御時に天皇命と申す称有りを知べき證なり右の天皇命を記傳十六三十五丁に如此く命字を添て書奉る事出雲神賀詞に明御神上大八島國所知食須天皇命と二處に見え號紀第一詔に現御神止大八島國所知倭根子天皇命第二詔に掛畏き天皇命なども見えたり三字を須賣良美許登と訓べし儀制令義解に須明樂美御徳書紀寛宴歌に數女良美己度又須女羅乃支美又敷梅羅機游とも詠り有り又須賣とも須賣良とも須賣良藝とも申奉れり又須賣良朕と御自ら詔給へり神意と所見なり右の

如く皇御孫尊と天皇とハ詳なるとまて略なるとまて其義異なるさりけり物ゝ天皇と神祇との御間まて皇御孫尊と申奉りハ皇と人臣と相對へて常ゝ申すハ其須賣良美許登の方なり故垂仁天皇廿五年御紀なる大倭大神の御言ゝ皇御孫尊專治葦原中国之八十魂神と見え天武天皇元年御紀の事代主神生雷神の神託ゝ吾者立皇御孫命之前後以送奉于不破而還焉と有るゝ御紀ハかゝて漢文ゝ書たる物なれ共猶在の任ゝ如此く美たき事有り式の祝詞も古きハ皆然り其一二を抄出むふい風神祭詞ゝ志賀島仁大八島国知志皇御孫命云こ大後詞も前後ハ百官男女ゝ宣る詞なるゝ故ゝ天皇朝廷と申を中ハ神ゝ告る詞なるゝ依て皇御孫命又皇御孫之命乃朝廷と有り出雲神賀詞ハ天皇の御前まて申す詞なるゝ故ゝ前後の文ゝハ形の如く天皇と有て中ゝ神世の故事を述る所ゝハ皇御孫命と有り但今京より以降の詞ハ其格ゝ違ひて神ゝ申すゝも人ゝ宣るゝ其差別無くして何處ゝ天皇と有ハ其古例ゝ違へる事予別ゝ祝詞講義ゝ著して已ゝ注りき故其記傳ゝ云れたる一ゝ須賣ハ紂

なり二ゝ須賣良ハ紂在なり三ゝ須賣良岐ハ紂在君の義なり其一ゝ須賣ハ皇某と續くるまて皇極天皇二年御紀ゝ吉備島皇祖母命孝德天皇前御紀ゝ是日奉於号豐財天皇曰皇祖母尊なと其外ゝも須賣美流夜と訓る類是なり其二須賣良と申すハ祝詞ゝ皇吾睦神漏伎命神漏弥命又ハ皇親神漏岐神漏美乃命又ハ天皇我朝廷仁又天皇我大命仁坐世又天皇我御命以て中臣壽詞ゝ大倭根子天皇我御前仁又大倭根子天皇我天都御膳なと見え続紀第四詔ゝ今皇朕御世仁當而万葉六二十五丁ゝ天皇朕宇頭乃御手以二十七丁

と須未良美久佐尓和例波伎尓之乎又五十一丁須賣呂伎
能安麻能日継等都藝豆久流伎美能御代ゝゝ加久佐
波奴安加吉許已呂乎須賣良弖尓伎波未都久之豆と
有るど何れも須賣良と申奉りて天皇の御事なり
美許登の言を申さすども無上き尊号なるが故なり
其三須賣良岐ハ須賣漏伎と(乙)申(奉る御事なり)
ハ須賣佐藝と申奉る例を見ん
右より引る続紀第一詔の遠天皇祖を鈴屋大人の解より
登本須賣漏岐と訓ハ一十三詔より遠天皇御世始豆今
朕御世尓當豆十七詔より自遠天皇御世五十七詔より遠

天皇御世ゝゝ又第三詔より遠皇祖御世(祖)尓始而天皇御
世ゝゝ第五詔より遠(天)皇御世始而中今至麻豆十四詔世
四詔より同ト状より所見なり孝徳天皇(大化元年)御紀より明神御
宇日本天皇詔旨始我遠皇祖之世云ゝ此を遠都美於
夜と訓るハ悪し持統天皇(三年)御紀より新羅元来奏云我國
自日本遠皇祖(スメロギ)代云ゝ然り自我國家遠祖代云ゝ万葉より
皇祖又皇祖神又皇神祖(又皇御祖)るど皆須賣漏岐と訓て(又)假
字書より須賣呂伎と有り略と云ハ然る事な
るに就て今試るに万葉三八十八丁より皇神(スメロギ)祖之神乃御言
乃敷座國盡六四十二丁より皇祖乃神之御代自十一十三丁

み皇祖乃神御門子十八二十丁より安麻久太利之良志賣
之家流須賣呂伎能神乃美許等能御代可佐祢天乃日
綱等志良志久流云し天地乃神安比宇豆奈比皇御祖
乃御靈多須氣弖又二十七丁皇神祖能可見能大御世乎十
九二十四丁より皇祖神能遠御代三世波と有ふと何れも遠
御世しゝの天皇を須賣漏岐と奉れる事乃然るも其
外今上の御事を須賣漏岐と詠奉れる歌撃るも違ら
ず此まて八皇祖の祖宮と言る言無れば其差異無き
似たり故此を以て思こる皇祖を須賣漏岐と申奉る
八元天皇の御方より天皇君（スメロギ）と崇申させ給へるまて

一古より天皇の御上を臣ふゝぬ同ト大君ニて御在し
坐す御子等より大君と言まも聞えさせ歌まも詠奉
るせ給八るも同じくゝ可し又今上を須賣漏岐と申
奉るハ本より天皇君と尊ミ崇まへ奉るまて珍ゝし
くゝず即右より撃たる日本紀竟宴歌より須女羅乃支美
又須梅羅機游の義ある事申すも更なり備須賣良岐と云ハ古今
集より以降の事なり如何ゝしてゝ古より上件云るゝ此を須賣呂岐
が如く天皇を須賣良と唱奉りあゝゝ
とのゝ申せり古今集序より今須倍良岐の天下所知食
す事四時九返るも成ぬる其長歌より須倍良岐の仰
可畏ミ云ゝと有て須賣呂岐より須賣良岐より轉り又
其より面轉りて須倍良岐と唱へ奉る事（スメラ）と八成れり
右より迄るも如く須賣良ハ紗須賣良ハ紗在（スメラ）して在ハ其形

状を云むとて下に添て申せらるゝ然して須賈を訪
字に當るハ瑞珠盟約章に御訪此云美須磨屢と有が
如く物天下を統括り御在坐て乱しめず握持乃を給ふ
謂るゝ雄略天皇二十三年御紀に領制吾國天皇と云
文有る是天皇と申奉るハ天下を領制させ給ふ御尊
まて御在坐す義を注し奉るが如き語なり即職員
令に左大臣一人掌統理衆務奉持綱目揔判庶事て
有る義解に大臣任重不可細碎故唯奉其大綱持其揔
目也と有て太政官の衆務を統理る状ハ其大綱を奉
て其揔目を持

左大臣ハ正とて

臣高

ちて仕奉るを事るなり

△如此天皇ハ現人神に御在坐て宇宙の大君に
渡らせ給へバ八省百官を管べ天下人民の
所知食す御事此を以て見奉り知べし此も人臣の上
の事まて甚可畏くハ有れども並べ引ひに天武天皇
十四年御紀に儲用鐵一万斤送於周芳揔令所と有る
揔令を須夫流袁佐と訓る即統長の義なり又此と同
事を続紀に文武天皇四年十月己未直廣参波多朝臣牟婁岡為周防揔領と有り又
ト意ふて持統天皇三年御紀に伊豫揔領田中朝臣法
麻呂と云人名有る共揔領をハ須倍袁佐と訓る至大
同類聚方十に醫豫揔領田中法麻呂と有る此揔領延
長本にハ須武流都可佐と作き又醫之須武流都可佐

△中有り凡て有司に四等有る一に長官二に次官三に判官四に主典と有る此長官を加美と云て其職事を統理る事太政官の一上に異なるなり又太政官ハ八省を管べハ者ハ各其所属の職又寮又司を管べ大宰府ハ諸国を管べ国ハ郡を管べ郡ハ郷を管べ郷ハ里を管べ里ハ戸を管べ戸ハ人を管べて国司の長官ハ其官務を摂知る謂なるを合て思ふに凡て諸司の長官ハ其官務を摂知る謂なるを合て思ふに

△人臣の極位に至りて

田中朝臣法麻呂と有り右の如く摠領を須夫流表佐と訓ム摠領を須武流都可佐と云ふども物を統る義なるハ更なり（和名抄ニハ）伊豫國周敷郡有ハ其摠領（主帳）の居地ニ同て（姓氏録ニハ）の名ニ多く可くや続紀ニ天平宝字八年七月己酉伊豫國周敷郡人丹治比連真國等十人賜姓周敷連と有ハ姓氏録（左京神別下天孫）ニハ丹比須布火明命三世孫天忍男命也と有て此ハ丹比部を統る謂と聞ゆ若然ハ摠領の館舎ハ非で右の丹比須布の本貫なりしを起れる郡名なるべきが何れにても統の義ハ違ハしし名義抄ニ統字を須布とも年析とも訓れる須布ハ摠字なり年祢ハ上なり故桓武天皇の大御名を皇統弥照尊と称奉るも皇統ハ皇宗の謂なりけるが年祢ハ身根にて天下の根本なる義皇ハ統知治ム義なるべし思及ず可き（御事者）なむ又同抄ニ摠字を布佐又奴比米と訓て合也普也皆也寂也結也と注されたり孝徳天皇大化五年御紀詔ニ四方諸国郡等由天（付）委付之故朕摠聽而御宮と有て摠聽を布佐祢久と訓せたり統ると摠ぬると事の同トきを知べし因云統字を闕格すれハ今上の御諱を統仁と書て袁佐比登と唱奉る御諱字なるを以ふり古くハ其字ニ依ずして袁佐比と申奉る言を避奉る法例なりしかども何れの世よりか有けん浮の書を省く事と成れり譬へバ光格天皇の御諱兼仁と申奉るを就て兼字を兼兼と書き仁孝天皇の御諱英仁と申奉るを以て英字を英と書き仁て其御世を三御代経て後ニハ其者聽を加へる法なり今将今上の大御諱の統字を有きて書く事ハ朝廷の

大御定なれハ臣子と為て誰かハ背奉らむ然るに文化の頃よりや闇東よりも仰下されしかども信奉らざりつるに天下の人心の赴く所ハ甚妙なる者にして文士詩人の假初に物を書にも甚測を用るハ闇に朝憲の人心中に在て行ハるゝにて甚愛なき事なりし但予此に就て私に定めたる文弦有り其字の用法先天統又ハ持統天皇又ハ皇統弥照尊などの統字ハ闕ハらずして其ハ君上の御上なれバなり右の御字又ハ統理等の字ハ悉く闕を礼てす古の如く言を避る時ハ天下に表位と云名称ハ甚御世ハ用ひられぬ法に成て万に滞りを字に書く時未盡を者くのこい字義にも訓詩にも抱るすして臣子の礼典をも失ハざれ何方迄も従奉る者なり後世吾と同じく此皇學に仕奉る者貴賤共に此を乱るべ可らず故御紀に天皇と書し奉ハるを始として皇輿又ハ乘輿又ハ御所又ハ階下又ハ天朝又ハ人君とも（事の状に隨ひて）種々に書されて須賣良美許登と訓て（なるを始と）後世史籍の文法定やれる事

なり儀制令に天子祭祀所称天皇詔書所称皇帝華夷所称陛下上表所称太上天皇譲位常所称乘輿服御所称車駕行幸所称と有る義解に謂告于神祇称為天子凡自天子至車駕皆是書紀所用至風俗所称別不依文字假如皇御孫命及須明樂美御徳之類也と有て右の天子〻〻以下車駕に至る迄皆書記に用ふる所かー て唯文字の上の御定のこゝにて其唱に至りてハ文字に抱りすーて右等の如きをも其所の状に隨ひて或ハ須賣美麻能美許登も又ハ須明樂美御徳なども訓奉る可しとなり天子祭祀所称と云此字ハ漢籍礼

○毋地故曰天子と有るは字義に依て訓義を忘れたり一者うして淺すとるむと中と云ふ御事なる者

記に君天下曰天子と云ひ白虎通に王者父天母地故云ふと云ふは無姓の者の民間より經上り於て天下を傲ふ自称まして其ていは大に異なる者なり傳十六五十二丁に注ふが如く御紀に天孫と書れたるを同じ義まて天神御子と申せる其字を切て天子と書させ給へる御事なり又天皇と書て奉れる御事も右の天子天孫の類にして皇祖天神より天津日嗣を受継奉るを給ひて天下を君王として御在せる義を以て作れる字まて彼に謂ゆる天皇氏地皇氏人皇氏などの中の天皇を取らせ給へるなるすして其心用ひ

○日本書紀傳三十

○六百三十一

大に別なりけり者なり記傳十六三十六丁に天皇の字を當奉りしは其上代よりの事と所見たり若い仁德天皇などの御世に和迹子などの如き博士の申定め奉りしまや有む然るは漢籍春秋に彼王を天王と書るなどに本著て皇に天字をは冠へ奉りけるなる可し彼國にても遥の後に唐高宗が時に天皇と云号を新に立たりし事有しなども未通らざりしを唯吾須賣良尊の此御號ぞ眞の理に叶ひて天地の限り堅みて横にも往通り足はして動く事無く變る事無き大御號なるは有けり」と有い然る言なるが其中に唐主が天皇

号を立てし事は通證は一丁より唐書高宗紀曰帝称天
皇后称天后或以為天皇之稱據之也然推古天皇御紀
聘隋主書既曰東天皇則疑高宗及微于我也神意と云れ
たるは実に古今の發明にして人の意表に出たる説
なる者なり天字を用ひ〻〻事は天津日嗣の御事
を紀中に天位とも天業とも天基とも天
緒とも書し奉られたる皆右に云るが如く天神の御
事に因りて諸へる故に可し通證にも引る栗山愚と
云人の説に天皇之号古有議所定也編次為正同春秋
王必称天万世不易之大法而遠出秦漢以下帝皇並称
誇大無義尊号之上也天皇而称天也其所居者天位也
所治者天職也所賞乃天爵而所罰乃天討也尊固無二
焉而道莫弗公也と云るは実に天下の大道を知る人
の説にして名分に委しき人の定る愛たし何人
でも云むは中に〻〻事なこと実に天神御子にて渡
らせ給へれば今日現人神の成し給ひ行ひ給ふ御事

に於て一として天神の御心に非るは無き者なるし
仰き尊ぶ奉りて一向に其御趣に可畏く隨従ひ奉ら
ずして外無き者と知べし○后は記傳十一三十一丁に天皇の伎佐伎と
申すは皇后に限らず上代には妃夫人などの斑迩を
申せる称なり其中にて最上なる一柱を太后と申せ
り此後世の皇后なり」と云れたり又其神白檮原宮段
に此姫蹈鞴五十鈴姫命の御事を大后と書し奉れり
を其傳二十七丁に太后は字の如く意富伎佐伎と訓べ
し後世の皇后なり古は天皇の大御妻等を后と申し
て其中の最上なる一柱を殊に尊こして太后と申せ
り大は大臣大連などの大と同下くて有が中に一人

を尊て云祢多り日代宮段は倭建命の御妻弟橘比
賣命を其后と有て又次は笠縫君と云こと有ハ橘比
賣命をも笠縫をも共に后と申せるあり又等と云る
を以ても一柱に限らざる事を知べし然れば反正天
皇元年御紀に皇夫人又夫人清寧天皇前御紀に夫人
敏達天皇四年御紀に夫人と有る此等を伎佐伎と訓
るハ古に叶へる訓なり字鏡に嫡妃也支佐支と有
り採要と有ハ甚明らかなる伎佐伎の説なり故此に姫
蹈鞴五十鈴姫命を后と有ハ唯に伎佐伎なれども其
実ハ皇后にて御在り笠縫御神武天皇甲寅年御紀に

（須佐之男大神の左国主神に）

娶日向國吾田邑吾平津媛為妃と有る妃ハ御妻にて
宣化天皇元年御紀に正妃に對へて庶妃と云是なり
故其庚申年の下に天皇當五正妃改求(廣)葉曽とハ先に
娶給へる吾平津媛ハ庶妃なるが故に改て正妃に立
べき葉曽を求させ給へる由なり其正妃を古事記に
其我之女須世理毘賣為嫡妻と有を次に其神之嫡
后須勢理毘賣命と有り記傳十(五十)八に嫡妻ハ字鏡に
嫡適に年加比女と見え書紀に多く正妃と有り年加比
ハ正しく夫に對配に意なり」と云れたるが如くにて
是大后と(夫人)后との如く正妃と庶妃と相對へる證なり

備其庚申年ヨリ卿媛蹈鞴五十鈴媛命以為正妃と有て
辛酉年春正月庚辰朔天皇即帝位於橿原宮是歳為天
皇元年尊正妃為皇后と有を思ふに即位以前より正
妃と申しうを其天統を御ー給ふる至りて皇后（オホキサキ）と申
尊ふ申せる由にて是御紀の文法なり備右の古事記
ヨリ嫡妻（カカラ）を嫡后（オホキサキ）と有を記傳ヨリ神名帳出雲國出雲郡杵
築大社名大神同社大神大后神社並せす例を引て意富
伎佐伎と訓べーと云れなるハ然る言ふて此の皇后
を其白檮原宮殿ヨリハ太后と作れなれハ同ト く意富
伎佐伎と訓奉る可きなり公式令皇后義解ヨリ謂天子

之嫡妻（カカラ）也と有る是ヨリて右件正妃より此皇后ヨリ至る
迄の庶事悉くヨリ相叶へる者なり是を以て本ヨリ皇后
の二字を唯ヨリ伎佐伎とのみ訓るハ大なる誤なる事を知
べー故綏靖天皇元年御紀ヨリ尊皇后曰皇太后と有て
歴世の例然有を皇后を伎佐伎皇太后を意富伎佐伎
と訓る事なれども皇后をハ意富伎佐伎皇太后を意
富美意夜と訓奉る可きなり古事記ヨリ其御祖伊須氣
余理比賣と書されなる的證有ヶ上ヨリ記傳二十十二
ヨリ書紀ヨリ皇太后皇太夫人などゝ有をハ皆意
富美意夜と訓べー実ヨリ大御母ヨリ生を伎佐伎又美賣

あどこハ申まハき理ふり皇孫天皇御差ヨ御母吉備
姫王を吉備島皇祖母命と有る是ハ古の称なる文読
紀神亀元年三月の下ヨ藤原夫人の御事を詔曰宜文
則皇太夫人語則大御祖と有を思ふ可し」と云れつる
慥なる説さへ有る上ハ皇太后をしも意富伎佐伎と
唱奉る事ハ今京以降の事ヨて古ヨ違へる者なり古今
集の詞書を見るヨ寛平の御時后宮の歌合の歌と
百ハ其皇后宮を申奉り又五條の后又二條の后ふど有
も皇后の御事なり然るを伊勢物語ヨ五條太后宮と
有ハ此時已ヨ皇太后ヨて御在しを以て然申奉れ
ふなり斯れば右の如く御記ヨ皇后を伎佐伎皇太后
を意富伎佐伎と訓ふハ今京の習ハしふ従へる者ふ
ふ事著明し又記傳の本の続きヨ云く皇后ヨ在れ夫
人ヨ在れ大字を加へて御母の事と為ふハ漢國の定

ヨ、こふ有れ皇国の古ヨハ然ふる事無し故文ヨハ漢様
を用ひふ〻語ヨハ猶古の任ヨ申されしふり未漢
籍を取用ひふれざりし古ヨハ太妃太夫人ふど云品
の差別ハ非りしうハ太后ヨ在れ后等ヨ在れ御
母と成坐ていれて大御祖とぞ申せし」と有り 備皇后と太后と同下き事ハ
天智天皇御紀七年ヨ立古人大兄皇子女倭姫王為皇
后と有を其十年皇太弟の天皇ヨ申給ふ御言ヨ請奉
洪業付属太后令大友王奉宣諸政と有る是ふり記傳
ヨ此太后ハ皇后倭姫王を申給へふふり記て書紀の
例ハ上代の事を記されしふるも後世の如く漢國の定
ヨ隨ひて當代の太后をハ皇后と書き御母后をこふ
皇太后と書れたふるヨ此ハ其例ヨ違ひて邂逅當時の

実の称の任に當代のを太后とい書ルカラ有り」と云
ルカラハ然ラ言ふ又云ふ其后等の中の第一ふる
を太后と申し〻證ハ此日槍原宮段を始と為て玉垣
宮段ヨ其太后比婆須比賣命と見え記志比宮段ヨ息
長帶比賣命を太后と申し高津宮段ヨ太后石之日賣
命と見え又遠飛鳥宮段朝倉宮段ふどふも同じく太
后と申せり又万葉二ノ二十三丁ニ近江大津宮御宇天皇聖
躬不豫之時太后奉御歌又近江天皇聖體不豫御病急
時太后奉獻御歌又天皇崩御之時倭太后御作歌又天
皇大殯之時太后御歌又二ノ五十明日香淨御原宮御宇天

皇崩之時太后御作歌又伊豫國風土記ヨ天皇幸於湯
幸行降至五度也以大帶日子天皇與八坂入姫命二軀為
為一度也以帶中日子天皇與太后息長帶姫命二軀為
一度也と有ふ是等ふり」と有り備皇后ハ天皇の嫡妻
ヨて御在し坐ふ故ヨ此ヨ妻給ふ御事を御合坐と申
し妃夫人ヨ妻ハせ給ふ御事ヨハ幸と云ふ古の制ふ
ク故神代ハ除て此神武天皇の五十鈴姫命ハ大物主
神の御女媛蹈天皇の五十鈴依姫命ハ事代主神の御
女ヨて渡ふせ給へルバ正しき太后の例ふる事申す
も更ふり右の例共を見ふヨ人臣の女を太后と云ふ

石之日賣命より外まハ例無き事まて此ハ皇族の御
方ニの居らせ給へる御定より外れたり所以より続紀ま
神亀六年八月戊辰詔（正三位藤原夫人為皇后と有り
其詔ま上ま藤原夫人平皇后止定賜と有て下ま加ま
加久ま年乃六年平試賜使賜ま此皇后位平授賜然毛
朕時乃来ま波不有難波高津宮御宇大鷦鷯天皇葛城曽豆
比古女子伊波乃比賣命皇后止御相笠而食國天下之
政治賜行賜家利今米豆良可ま新仮政者不有本理行来
迹事曽止詔と有を見るま天下の人心の安ららざる
事故ま其例を求させ給へれども人臣の女を以て皇

后の位ま治させ給へる事ハ神代より以降唯右の一
例のミ多らでい無りつる趣なり然れば御紀ま立某
命為皇后と有ハ猶後の定ま因られたりー者まて（此を誤まる正ま時ハ各）
其所ま依て皇后と有ま猶伎佐伎と訓べきも有べ
く唯后とのミ有ま意冨伎佐伎と訓奉ら可きも必
御在ー坐べき御事なりー（其仁徳天皇御紀を見ら
ふ二年春三月辛未朔戊
寅立磐之媛命為皇后と有ハ其祖父武内宿祢大臣の
御在ー坐ー頃多らま依て殊ま大后の位ま上させ給
へらまや其二十三年、春正月天皇語皇后曰納八田
皇女将為妃時皇后不聴と云事有り抑此皇女ハ
應神天皇二年御紀ま次妃和珥臣祖日觸使主之女宮
主宅媛生菟道稚郎子皇子矢田皇女云云て有ー仁徳
天皇の異母弟ま生さへ有ま其前御紀ま菟道太子の
薨生す時ま乃進同母妹八田皇女曰雖不足納採充掖

庭之數と申給へる御遺言さへ御在り生けるを却り
て其皇女を妃と為て納れ奉り人臣の女の皇后と成
て其上に居る事神代より例無き異なるぞ御改ふ
り其三十五年夏六月皇后磐之媛命薨ぬ仁徳
三十八年春正月に立八田皇女を為皇后と云事有れど
も先の皇后の薨給へる後なりければ猶其下風に立
せ給へり御事故右の詔詞に就て鈴屋大人の解に
申すも更なり
今案豆良可尓新伎政者不有本理行来迹事曾詔とい
ふ
嘉くすり有り例は依ける事と云意なり抑皇后を立
給ふ事は上代より御世々々の常の事なるに殊に仁
德天皇の例をしも引て如此委〳〵詔給ふ故は如何
と云に先古事記を考るに御世々々の間に太后と
記せるは神武天皇の伊須氣余理比賣命垂仁天皇の

比婆須比賣命仲哀天皇の息長帯比賣命仁德天皇の
石之比賣命允恭天皇の忍坂之大中津比賣命安康天
皇の長田大郎女雄略天皇の若日下部王継体天皇の
手白香命尓ども有り件の餘の御世々々の中にも有つ
しかども太后と記せる文の邇近に無きに可し偖
件の太后と有る限を考るに神武天皇のは大三輪神
の御女なれば殊事なり其餘は石之比賣命を除き奉
りては皆王にて臣の女なるは生らす事無し然れ
は件の外に有けむも皆王なりけむ事推量りて知べ
し然るを書紀には安寧天皇懿德天皇孝昭天皇孝靈

天皇孝元天皇開化天皇などの御世ごとに立某為皇
后と有ハ皆臣の女なるハ凡て書紀ハ斯る事も漢
様の潤色多くして事実と違へる類有れば此等も為
皇后と有ハ例の潤色なり崇神天皇より此方の御世
ごとの皇后ハ臣の女なるハ生す事無きを以て御世
ごとの臣の女なりしハ實ハ皇后ハ生ざりし事を
曉る可し然れば こう件の御世ごと古事記ハ太后
と記せるハ一も所見ざりけれて古ハ王ハ非れば
皇后ハ立給ふ事無り是種胤を重く為られしなり
彼漢國の唯ハ同姓を嫌ひて王の子心ハ任せて異賤

の者の女をも皇后と云ふ為ハ俗ハ甚ト異(かハり)なり
有けり大室の合ハ多く漢國の制ハ依られたれども
妃すら猶親王なるでハ居給ハぬ制なれて妃二員四品
以上と有て臣の女ハ夫人以下なれて品と云ず位と有
り是等ハても右の様を知べし然るハ仁德天皇の石
之比賣命のごとハ如何なる事なりけむ臣の女なれて
皇后ハ立給へりしハ此ハ例有る事無し故今
聖武天皇ハ藤原氏を皇后と為給へる事打任せて
世人の羨引き難き事なるべ故ハ此石之比賣命の例
を引て加此詔給ふなり然れば今采豆良可なる事ハ

ハ非ずと殊更ニ詔給ふも実ニハ甚奇ニ堪ふる事ふ
ろが故なり此ニ如此此石之比賣命の例をしも引給
へるを思ニ又彼書紀の上津御世ニて臣の女を
為皇后と有ハ皆潤色ある事愈決し」と云れたりハ見
拔れたる説なるに就て思ニ此時始て人臣の女を
しも皇后ニ立させ御在しより以降恒典と成て
今米豆良可尓新皮政者不有と詔給ふ事無とも人皆
怪しミ奉るぬ事と成れるが此時の詔ハしも知太政
官事一品舎人親王宣勅曰と有て此事を摠裁めさせ
給へるハ養老四年ニ此御紀を奏進ぐれしも此親王

ふて御在しを笠が故ニ此新詔ニ依て潤色ある者ハ當
今の状ニ改めて王臣を云ず諸羅めて立某為皇后と
ハ筆削れし者と所見なり但此ニ新詔を宣ひ出させ
給ふ事ハ天下の人心の安
らぐまじき事を所思して笠て豫て御紀の文法をも勝為
させ置せ御在しを笠て茲ニ加此詔給へるなるしも
知べからず其詔の中ニ一日二日止擇比十日二十日
止試定止斯伊波ニ許貴太斯伎意保伎天下乃事平夜
多夜須久行無止所念坐而此乃六年乃内年択賜試賜
而今日今時眼當衆平喚賜命細事乃状語賜布止詔と
有て此夫人ハ解ニ云ふ加ク靈亀二年ニ十六
歳ニて皇太子の妃と為ニ成けるが其下心
ハ御在しを笠ふ〻聖武天皇の大御位ニ即せ御在し
笠こも宿昔ニ天下ニ告ふ事の出来させ給ひ難く
て六年の間猶豫ひ御在し笠けるに状なりけれバ已ニ
其御下構ハ其以前ニ在りしも事右の文ニ依て思合
ナ可き者なり故其皇后ハしも太后ニて訓奉りて天皇尊の第

一ホて渡らせ給ふ大御妻を申奉るハ然る物まて職
員令ハ妃二員右四品以上夫人三員右三位以上嬪四
員右五位以上ニ有ハ共ニ伎佐伎ある事右六百三十二丁ホ
葬ハ託傳の說の如し偖古事記日代宮段倭建命の
御妻等の御事を作其后名弟橘比賣命ニ云ふ故七日之
後其后御櫛依于海邊ニ見元又其命の薨給へる所ニ
於是坐倭后等御子等諸下到而云ふ矢其后及御子等
云ふと有を御紀ニハ初日本武尊要両道入姫皇女為
妃云ふ又妃吉備武彦之女吉備兄彦武媛云ふ次妃穂
積氏忍山宿祢之女弟橘媛と有て始ある皇女ハ生

して正妃ある次ある二女ハ臣下の女まて庶妃ある
其庶妃を弟橘媛命をして古事記ハ后と有を以て古
ハ皇太子の正妃まも太后と申し庶妃をも后と申
しけむ事を曉る可し託傳ハ倭建命ハ萬を天皇ハ在
らへて申す例ある」と云れたれとも豈此一柱ハ限奉
ふむや皇太子まて渡らせ給ふ限ハ天皇尊ハ亞て崇
敬奉ふ定格ある故ハ右の如くこそハ古事記ハ載
ふれたりけめ儀制令ハ凡皇后皇太子以下率土之内
於天皇太上天皇上表同称臣妾と有ハ例の漢様まて
大寶の御制以後の事ある右ハ云ふ如く古ホ

皇后と申奉るハ皆皇親の中より立せ御在し坐て臣下の女ハ唯（妃）夫人（成）に（召し奉）なるのみなりしを藤原夫人より以降臣下の女も皇后に立給ふ事と成れるハ其等ハ妾とも何とも称つ可き事なれども共すゝ已に皇后の尊位を得させ給へる上ハ甚有まとりける御事なり況て皇太子ハしも天津日嗣を受継せ給ひて天下に照臨ませ給ふ可き天神御子まて渡らせ給へれハ王臣百官と共に君臣の御會釈御在し坐す御事ハ（右）古よりハ且てゝ御在し坐ざりし御事なりけれハ其時せに立復りて見に其御紀等をも天皇と同じ

状に后等と申奉りけむハ何の疑ハしき事も有む其上字鏡に妃を支佐と有る事已に右に引たる如き者ふるをや但儲君（ヒツキノミヤ）を陛奉りて親王以下ハ妃字を書とも御妻と訓て后とハ申すまじき事本より多し然て（ハ）詞令に凡王要親王臣要五世王者聽唯五世王不得娶親王と有る王とハ謂ゆる諸王なり臣とハ太政大臣以下の諸臣なり其官位共に諸王の上に立と雖も五世以下なるざれハ娶る事を得ざるハ是其種胤を重く為させ給へるなり（皇后皇妃ハしも皇族を以立させ給へるハ斯る所謂に依る事なるを藤原

（問令に五世雖得娶名一不在皇親之限と有て五世ハ已に皇親の列に非ざる故に臣下に許し給へるなり）

夫人を皇后ゝ立させ給へる（古制乱れて）より給ゝ其吉ゝ復らず
して（天朝の）皇威ハ日ゝゝ衰へ臣下の威福ゝ盛ゝ成以て
来れり紀略ゝ延暦十二年九月丙戌詔見任大臣良家
子孫許娶三世以下但藤原氏者累代相承摂政
不絶以此論云不可同等殊可聴娶二世以下と有ゝて
其時の消息を暁ゝ可し大臣の本ゝ貴族ゝ人の
任し給ゝ事論無しと雖も其中ゝ藤原氏一家を勝
り出して一等を進め二世以下を許し給へゝハせゝ
太政を振ねて仕奉ゝれしハ然ゝ言ゝ所ゝ其家
より出て皇后ゝ立せ御在し給ゝ例有を以て諸臣
の上ゝ家を成す事ゝ然れハ后と申すハ天皇皇太子
ハ至ゝれし者ゝ也

二柱の大御妻等ゝ限れるハ然ゝ物ゝて神の御上ゝ
も大后又本后又第一后又唯ゝ后と申ス例有ゝ事ゝ
り古事記ゝ大国主神の嬬后（カヨヒキサキ）須勢理毘賣命と有を記

（王勝間思草巻ノ上件の文共ゝ引て云く誠王ハ世近し皇女を娶し給ゝ臣ハ當音便ゝ五世女王を娶ゝ事を聴すれ以て王と臣と流の異き異き差つ歳重ゝ一事を知べし夫婦の話を成す事も尊き卑き差別然許り正しくクリを其後何事も厳ゝ漢風ゝ移り果て終ゝ今の如くハ成用ゝ成ゝ世人唯同姓不娶ゝと云漢風の事ゝ云し男ハ云て皇国の古ゝ若許り尊き卑き差異ゝ別し事ゝ知ゝ故ゝ今ゝ改定ゝ仮漢国の王ゝ太ゝ分無き者ゝ在しゝ当時の王の女ゝも無下ゝ流無き男ゝも娶すゝ云ゝ金ゝ差別無く乱れ成ゝ国俗ゝ有けゝ云れけり）

傳ゝ擧ゝれしゝ其例を見るゝ神名式ゝ出雲國出雲
郡杵築大社（名神大）同社大神大后神社有ゝ此ゝて自餘
の御妻等ハ唯の后ゝ笠す事を暁ゝ可く又伊豆國賀
茂郡伊豆三島神社（名神大月次新嘗）（同郡）阿波神社（名神大）と有
を読後紀天和九年ゝ阿波神是三島大社本后也と見
え伊古奈比咩神社（名神大）を右の読ゝ後后と有り此ハ
先後の謂（とゝ）て本后と云るゝれども（神階帳ゝ一品后宮と有れば）此ハ大后の謂ゝ
ゝ可く後后ハ（神階帳）（同）ゝ一品當后宮と所見れば尋（常）
の后神ゝ笠す事上五百七十三丁ゝ注ゝ事共ゝ考合す可し
又安房國安房郡安房坐神社（名神大月次新嘗）后神天比理乃

咩命神社（大元名洲崎神）と有を同紀天和九年に第一后神天比理乃咩命と有り此第一后を申すハ上に謂ゆる太后にて自餘の后神等に分てる称あり出雲風土記秋鹿郡伊農郷（條）に赤衾伊農意保須美比古佐和氣能命之后天甕津日女命稲羽郡神名樋山條に阿遲須枳高日子命之后天御梶日女命など有り此等ハ天皇に准ら へ奉るといへ無して尊き神等の御妻を后と申習へる古き称（上）の任多き者なりけるし若て其伎佐伎と云ふ事を略きて唯に佐伎とも申せるなり神名式に出雲國意宇郡熊野坐神社（名神大）前神社と並坐ハ后神社なり又杵築大社の瑞籬内に天前社とて立せ給へる此ハ天后にて三穂津姫命に御在ー坐と云ひ又諸國の式社の中に神前神社と申す多くハ玉依姫命に御在ー坐る此ハ大國主神の后神の謂なり是伎佐伎を唯佐伎とも申す例なり通證に伎佐伎を君幸也と注されなるハ然る言にて其幸ハ寵愛の義なり垂仁天皇四年御紀に今天下多佳人各遷進求寵（ミトムメヒヒラ）仁徳天皇十六年御紀に朕欲愛（ソノエト）是婦女苦皇后之妬不能合（ムカフ）あど有り類なる可ー孝徳天皇大化五年御紀皇太子妃蘇我造媛の狂（ミマカ）迷るれー時に人の進る歌に耶麻（山）城（河）播（鳥）磨（鷲）志

内閣文庫
国書刊行会文庫

賦二拖都威底多虞毗預俱吉陀虞陛屢伊妹慕平多例柯咸雖幸

尓雖武と有る次に摸等渠等尓婆花那播左該雖騰摸那何故尓

騰珂毋或の愛千都俱之伊妹我磨陀左枳涅渠震と有る結句

ハ釋紀に亦不閑来也て有が如く花に寄て其妃の再

幸ルメリ奉らせハ見難しと多り是左枳を寵愛の義に取

て句中に持せたる者にて同じ事多り万葉二十十六丁に等枳騰吉

乃波奈波佐家登毋奈尓須礼曽波と登布波奈乃佐吉

低已受祁牟と有とハ少し心用ひに異なる所有べし

假如此二ハ例に立ずとも君宰の義に於て違に可ら

らざる事ハ二狂御祖神より始まりて夫婦の中間

国立公文書館
National Archives of Japan